

岩美町企業内感染症防止対策支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業者等が新型コロナウイルス感染症の感染予防や感染拡大防止を行うために要する経費を支援して、もって中小企業者等の感染症対策及び安定した事業継続を図ることを目的として、岩美町企業内感染症防止対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者等」とは岩美町内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号、以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ）に該当する個人事業主又は会社、同条第5項に定めるもの又は任意グループ（組織化された団体として活動しているもの又は組織化を図ろうとして連携の途上にあり組織を運営するための具体的な活動を始めているものであって、かつ、強化法第2条第1項に定める中小企業者又は同条第6項に定める組合等の複数で構成され、構成員の利益となる事業を行うものをいう。以下同じ。）をいう。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者は除く。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付対象となる中小企業者等は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 申請時点において、前条に規定する中小企業者等である者
 - (2) 鳥取県が定める企業内感染症防止対策補助金（令和2年6月8日施行。以下「鳥取県要綱（企業内感染症防止対策）」という。）又は、公共交通事業者等新型コロナウイルス対策資機材整備補助金（令和2年7月16日施行。以下「鳥取県要綱（資機材整備）」という。）に基づき補助金の交付を受けた者であること。
 - (3) 岩美町暴力団排除条例（平成24年3月22日条例第4号）に規定する暴力団又は暴力団員でない者
 - (4) 事業継続の意思がある者
- 2 前項の規定にかかわらず、町長が給付金の交付対象として適当であると認めた者については、その者を交付対象者とすることができる。

(給付金の交付)

第4条 町長は、前条に規定する交付対象者に対し、別表第1欄に掲げる対象事業の区分に応じて同表第2欄に定める給付額の給付金を交付するものとする。

ただし、同表第3欄に掲げる額を給付金の限度額とする。

(交付申請の時期等)

第5条 給付金の交付を受けようとする者は、令和3年3月31日までに岩美町企業内感染症防止対策支援給付金交付申請兼請求書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(交付決定及び支払い)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、審査のうえ内容が適正であると認めた場合には申請者に対して、岩美町企業内感染症防止対策支援給付金交付決定通知書(様式第2号)により通知し、すみやかに給付金を交付するものとする。

(給付金の返還)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により給付金を受けた者があると認めるときは、その者から給付金を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月28日から施行し、令和3年3月31日限りその効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年6月30日限りその効力を失う。

別表（第4条関係）

1 対象事業		2 給付額	3 限度額
鳥取県要綱（企業内感染症防止対策）に基づき交付申請を行い、交付決定を受け、当該補助金を受入れた事業	緊急対応型	鳥取県交付額の3分の1の額	66千円
	体制整備型	鳥取県交付額の3分の1の額	666千円
鳥取県要綱（資機材整備）に基づき交付申請を行い、交付決定を受け、当該補助金を受入れた事業。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）において、町内の営業所に事業計画上配置している事業用車両のみとする。	乗用タクシー	鳥取県交付額の3分の1の額	8千円 （1台あたり）

